

地方都市視察報告書

議会・行財政改革特別委員会

1 実施日

平成24年11月6日（火）

2 視察地 岐阜県多治見市

【市の概要】

(1)面積 91.24km²

(2)人口・世帯数（平成24年4月1日現在）

人口 115,802人

世帯数 44,080世帯

(3)美濃焼の産地で知られており、市内には陶磁器に関するギャラリーが点在する。

また、日本最高気温を出したことがあり、日本一暑い町としても有名である。

平成19年から議会基本条例の制定検討を始め、平成22年4月1日に条例を施行した。議会が「市民の信託に全力で応えていくことを決意し」、「市民の福祉の向上や市勢の伸展に寄与し、豊かなまちづくりを実現する」ことを目的として、議会や議員の関係などを明らかにしている。議会の機能強化、議員の政治倫理、議員報酬に関する事項を総合的・体系的に定めており、議会にとって最も基本となる規範である。条例に基づく新たな取り組みとしては、市民との対話集会、市長の反問権などが挙げられる。

3 視察項目・内容

議会改革の取り組みについて

（議会基本条例の制定過程、市民と議会との対話集会など）

4 視察参加者

【委員】

吉住 はるお委員長

井下田栄一委員

赤羽つや子委員

えのき秀隆委員

田中のりひで委員

平間しのぶ副委員長

なす雅之委員

おぐら利彦委員

根本二郎委員

中村しんいち委員

阿部早苗委員

下村治生委員

かわの達男委員

【随行】

議会事務局議事係

山川邦夫

浜野智子

5 視察結果・所感

議会基本条例の制定の背景と経緯について、平成19年1月に多治見市市政基本条例が施行され、第8、9条に議会の設置と役割について、議会と議員の責務などの基本的な原則については別に条例で定めることとなった。議会改革を積極的に進めることが必要という機運の中、議員が任意の勉強会を発足し、特別委員会設置、パブリックコメント・市民説明会を経たのち、平成22年4月に議会基本条例が施行された。特徴として、「専門家を入れず議員が主体となり条例化を行った。」「極力専門用語を使用せず、簡素化を図った。」ことなどが挙げられる。

議会基本条例制定後の取組状況として、「議案に対する自由討議を委員会において実施する。」「議案以外に対する自由討議について、毎月全員協議会を開催し公開で実施する。」などがある。また、「市長の反問権」「議会議員政治倫理条例の制定」なども挙げられる。

毎年テーマを設けて、市民と議会との対話集会を実施しており、参加者数も200人程度いる。アンケートを実施して今後の対話集会の方向性を定めていくなど、議会の広報・広聴の充実にも力をいれていく姿勢を感じた。

閉会中の委員会活動が特にないなど、新宿区と委員会運営方法が異なる点もあったが、実際に議会基本条例制定に関わった議員の方々による説明、質疑応答があり、条例制定経過や、現状の課題などの詳細をきくことができ、今後の議会改革を進める上で、とても有意義であった。

6 主な質疑項目

- (1) 第13条「市長による政策の形成過程の説明」を導入した背景について
- (2) 決定した議題についての報告会と、これから議題となる案件の広聴会について
- (3) 第15条「市長の反問」について
- (4) 閉会中の委員会活動について
- (5) 全員協議会の運営方法と傍聴等公開について
- (6) 通年議会の検討について